

第3章 障がい者スポーツ指導員養成講習会

(養成講習会)

第7条 障がい者スポーツ指導員養成講習会の内容は、協会が指定する障がい者スポーツ指導員基準カリキュラム（以下「基準カリキュラム」という。）を含まなければならない。

(申請手続き)

第8条 養成講習会の開催を希望する団体は、開催の3ヶ月前までに所定の申請書（様式-7）に、実施要項案、受講申込書案、カリキュラム日程案を添えて提出しなければならない。

(講習会の認定)

第9条 協会は、前条による申請書類を審査し、養成講習会の認定をする。併せて、協会の後援名義使用を認める。

(講習会の受講資格)

第10条 講習会の受講資格は次のとおりとする。

(1) 初級障がい者スポーツ指導員

受講年度の4月1日現在で18歳以上の者

(2) 中級障がい者スポーツ指導員

初級障がい者スポーツ指導員資格取得後、2年以上経過している者で、かつ80時間以上の活動経験を有している者。

公益財団法人日本スポーツ協会公認指導者、公益社団法人日本理学療法士協会会員理学療法士、学校教員（保健体育）対象の講習会については、別に定める。

(3) 上級障がい者スポーツ指導員

中級障がい者スポーツ指導員資格取得後、3年以上経過している者で、かつ120時間以上の活動経験を有している者。

(中級講習会の受講資格の確認)

第11条 中級の講習会開催における受講者決定にあたっては、主催者が申込者の当年度の登録証のコピーをもって登録状況を確認し、活動実績証明に記載された時間数と併せて受講資格の有無を確認しなければならない。

公益財団法人日本スポーツ協会公認指導者、公益社団法人日本理学療法士協会会員理学療法士、学校教員（保健体育）対象の講習会開催における受講者の決定にあたっての資格の確認等については、別に定める。

(講習会テキスト)

第12条 初級および中級の講習会では、協会指定のテキスト「障がいのある人のスポーツ指導教本(初級・中級)」、「全国障害者スポーツ大会競技規則集」を使用しなければならない。

(修了者の報告)

第13条 初級または中級の講習会を開催した団体は、協会に様式-3により報告しなければならない。